

## 寄付つき商品事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、福岡市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）に対する企業・団体（以下、「企業等」という。）からの寄付のうち、寄付つき商品を企画・実施するにあたり、詳細を定めるものとする。

### (寄付つき商品の基準)

第2条 寄付つき商品は、本会の公共性、社会的信用等を損なうおそれがないものでなければならない。

2 寄付つき商品の内容が、次の各号に該当する場合は、本会はこの寄付つき商品を承認しない。

- (1) 法令等に違反するときまたはそのおそれがあるとき。
- (2) 公序良俗に反するときまたはそのおそれがあるとき。
- (3) 政治性または宗教性があるとき。
- (4) 寄付額が年間 20,000 円程度見込めないとき。
- (5) その他本会会長が適当でないとき。

3 次の各号に該当する企業等の寄付つき商品については、本会は承認しない。

- (1) 公序良俗に反する事業を実施しているとき。
- (2) 福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第3に掲げる措置要件に該当するとき。

### (申込み)

第3条 寄付つき商品の販売を希望する企業等（以下、「申込者」という。）は、本会に対し、登録申請書（様式第1号）を提出する。

### (決定等)

第4条 会長は、前条の申込書を受理した場合は、次条に定める審査会で審査を行い、寄付つき商品の実施の可否を決定し、決定通知書（様式第1-2号）により、申込者に通知する。

2 申込者と本会は、覚書（様式第2号）を締結する。

### (委員会)

第4条 寄付つき商品の適性及び企画の内容について精査するため、本会内に寄付つき商品審査委員会を設ける。

2 委員は、常務理事、事務局長、総務部長、地域福祉部長、生活支援部長とする。

3 委員会に委員長を置き、常務理事をもってあてる。

- 4 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職を代理する。

(委員会の会議等)

第5条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(報告等)

第6条 寄付つき商品の決定を受けた企業等は、覚書の内容に従い、報告書（様式第3号）の提出及び寄付金の送金を行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、寄付つき商品に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

## 参考

### 福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第3（入札参加資格の取り消し基準） に掲げる措置要件

- (1) 役員等が暴力団の構成員等であるとして、福岡県警察本部から通知があり、契約の相手方として不相当であると認められるとき。
- (2) 次の各号に該当するとして、福岡県警察本部から通知があり、役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは暴対法、刑法、暴力行為等処罰に関する法律若しくは福岡県暴力団排除条例等の規定により罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。(次の各号に該当する事実と当該容疑又は当該刑の対象となった行為との関連性を認めることが相当である場合に限る。)
  - ア) 構成員等が経営に事実上参加していると認められるとき。
  - イ) 暴力団又は構成員等に対して、資金的援助又は便宜供与をしたとき。
  - ウ) 構成員等であることを知りながら、その者を雇用し若しくは使用しているとき。
  - エ) 暴力団又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約若しくは資材、原材料等の購入契約を締結したとき。
  - オ) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したとき。
  - カ) 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は構成員等を利用したとき、又は暴力団又は構成員等に資金的援助若しくは便宜供与をしたとき。
  - キ) 役員等又は使用人が、暴力団又は構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有しているとき。